

結 語

[1] 本稿はサンガの形成と発展過程を縦糸として、これに横糸のようにからむ律蔵の諸規定がどのように制定されていったかを考察しようとしたものである。

縦糸であるサンガの形成と発展過程というのは、換言すれば具足戒法の制定過程であり、具足戒法の制定過程とサンガの形成・発展過程は次のような関係となる。

五比丘が善來具足戒を受けて比丘となり阿羅漢となったこと＝三宝歸依の対象としてのサンガの成立

三歸依具足戒法の制定＝サンガ祖形の成立

十衆白四羯磨具足戒法の制定＝サンガの成立

二部僧白四羯磨具足戒法の制定＝比丘尼サンガの形成

持律第五白四羯磨具足戒法の制定＝サンガの地方への展開

また横糸たる律蔵の諸規定というのは、上記の具足戒法の制定を記す「受戒韃度」の外の、『パーリ律』でいえば19に上る本稿の冒頭に掲げたさまざまな韃度に盛り込まれた規定であり、また4つの波羅夷罪を初めとする波羅提木叉の諸規定のことである。

[2] ところで律蔵の諸規定は「随犯随制」されたというのが一般的な常識となっていた。

「随犯随制」ということは、換言すれば律の諸規定は行き当たりばつりに制定されていったということになり、もし本稿で考察しようとする諸規定がすべて「行き当たりばつり」に制定されたとするなら、本稿の志す構想そのものが最初から成り立たないことを意味するといつてよいであろう。いわばドン・キホーテが風車に戦いを挑むようなものと揶揄されるのが落ちである。

[2-1] そこでまず第【1】章「律蔵の体系」において、律蔵というものは体系的なものであって、「随犯随制」は韃度部には適用されず、また波羅提木叉の1つ1つの規定が「随犯随制」されたとしても、波羅夷から衆学までのいわゆる「五篇七聚」の刑法体系は、韃度部に規定された刑事訴訟法も含めてあらかじめ構想されたものであり、この構想を土台としているがゆえに、「随犯随制」も可能であったということを証明した。

また本稿のこのような試みが可能であるのは、律蔵がいうサンガは「羯磨」というきわめて厳密な集団の意思決定方法に代表されるようにすぐれて組織的なものであって、このような組織的なサンガの形成と発展過程は、必然的に韃度に規定されるさまざまなサンガの運営規定の制定と相関するということも指摘した。要するに第【1】章においては、本稿のめざすもくろみのその基礎となり背景となるものを論じたわけである。

[2-2] そして第【2】章「具足戒の種類と名称」においては、本稿の縦糸となるべき具足

戒法の制定過程において扱わなければならない具足戒法の種類を検討するとともに、その各「律蔵」においてさまざまな呼称で呼ばれている名称を整理して、本稿で用いるもっとも適切な名称を設定しようとした。また「具足戒」はこのように重要なものであるにも拘わらず、日本の学界においては「具足戒」という用語の理解にさえ誤解があり、また具足戒について網羅的に論じようとした論考には、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』の第3章「比丘の入団と依止」⁽¹⁾があるが、必ずしもこれでは十分でないと考えて、今一度「具足戒」というものを総論的に考えてみたいという意図があった。

そしてその結果、律蔵に公認された「誰でも具足戒法」は以下の具足戒であり、その名称は次のように呼ぶのが適当であろうと判断した。

比丘の具足戒は「善来具足戒」「十衆白四羯磨具足戒」「持律第五白四羯磨具足戒」であり、「三帰依具足戒」は、『パーリ律』『四分律』『十誦律』は公認された具足戒とするけれども、『五分律』『僧祇律』『根本有部律』は無視するか公認されたものとはしない。

また比丘尼の具足戒は「二部僧白四羯磨具足戒」「遣使具足戒」であり、『パーリ律』『四分律』などは比丘尼にも「善来具足戒」を認める。なお比丘については辺地の特例の具足戒法を認めるわけであるが比丘尼にはこれを認めない。

その上で本稿では、「三帰依具足戒」を含めたこれらすべての形成過程とその制定年の推定と、これらによって形成されたサンガの意義を検討した。

(1) pp.171~195

[3] 本稿は以上のような基本的立場をもとに書かれたものであり、次の第【3】章「善来具足戒法の制定と帰依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成」と、第【4】章「三帰依具足戒法の制定とサンガ祖形の形成」、第【5】章「十衆白四羯磨具足戒法の制定とサンガの形成」は、「受戒韃度」に仏伝をもつ『パーリ律』『四分律』『五分律』を中心に、善来具足戒が行われ、続いて三帰依具足戒法が制定され、その結果として律蔵としては正規の具足戒である十衆白四羯磨具足戒法が制定されるまでの経過とその年度、ならびにその時成立したそれぞれのサンガの意義を考察した。以下はこの各章の結論のあらましである。

[3-1] 釈尊は35歳と10ヵ月の日に、ウルヴェーラーの今はブダガヤーと呼ばれるところにあった1本の菩提樹のもとで成道された。これは仏教の伝統にもとづいて、釈尊の年齢を入胎を誕生日とする満年齢で数えたものであるが、この数え方は現代人にはなじみが薄いので出胎を誕生日とする満年齢に換算すると、この日は満35歳の誕生日の当日ということになる。本稿ではこの出胎を誕生日とする数え方を採用している。なお本稿では成道何年という年代の示し方もしているが、これは成道された日から次の成道日までを第1年としたものである。なお釈尊は雨期の3ヵ月の間に熟慮を重ねられ、恒例行事として雨期明けに全国各地から釈尊のもとにやって来る出家修行者に対して新しい規定を説かれるのを常とされた。そこで規定制定の面からすれば、雨期明けが1つの区切りとなるので、成道日から雨安居の最後までをその年の前半期、雨安居明けから次の成道日の前日までを後半期とした。雨安居明けを古代の中国暦の7月15日であるとすれば、前半期は2月15日から7月15日まで

の5ヵ月間、後半期は7月16日から2月14日までの7ヵ月間ということになるが、釈尊や比丘らは後安居も過ごされるのが常であったので⁽¹⁾、そうすると前半期は2月15日から8月15日までの6ヵ月、後半期は8月16日から2月14日までの6ヵ月ということになる。

律蔵はこの成道、すなわち**満35歳の誕生日＝成道第1年の最初の日をもって「三宝帰依」の対象となる「仏宝」と「法宝」の成立**と考えている。「法宝」は初転法輪をもって成立したと考えたくなるが、それは単なる説法の最初であって、「法宝」は仏宝が成立した時に内在的に具わっている仏を仏ならしめるもの、四諦・八正道や十二因縁、無常・苦・無我説などという教説の根底にあるものという理解なのであろう。

釈尊はその年の雨期をウルヴェーラーで過ごされ、そして一面が水たまりのようになった雨期の水が引き、通行ができるようになった時に、かつて一緒に6年間の修行した五人の比丘に説法するためにバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に向かわれた。そしてそこでアンニャーコンダンニャを初めとする5人の比丘たちに初転法輪され、彼らは「世尊のみ元において出家して具足戒を得たい」と願い出たので、世尊は「来なさい、比丘よ。法はよく説かれた、正しく苦を滅尽するために梵行を行じなさい」と許された。これが**「善来具足戒」の最初**である。先ほどの釈尊年齢と成道年でいえば、**釈尊35歳＝成道第1年の後半期**ということになる。そしてこの後彼らは阿羅漢果を得て、律蔵はその時「世間に6人の阿羅漢があった」としている。このとき帰依の対象たる**「僧宝」が成立し**、「三宝」のすべてが成立したのである。

釈尊はその後ヤサとその友人54人を教化され、阿羅漢は世間に61人となった。『パーリ律』はここで「世間に阿羅漢が何人となった」という表現を終えるが、『四分律』はこの後にバーラーナシーの同友50人が出家具足戒を得、解脱して世間に阿羅漢は111人となり、さらに那羅陀梵志が出家具足戒を得て解脱して世間に阿羅漢は112人となったとし、『五分律』は那羅摩納と、さらに鹿苑から娑羅林に行く途中の姪女を探す同友30人と婚姻事をなす60人も出家具足戒を得て阿羅漢になり、世間に阿羅漢は152人になったとして、ここで「世間に阿羅漢が何人となった」という記述を終えている。筆者はここで「受戒韃度」の「善来具足戒章」と呼ぶべき章が終わると理解する。

(1) 「迦絺那衣 (*Kaṭhina*) の研究」(「モノグラフ」第17号 2012年5月) p.182以下参照

[3-2] このように「律蔵」によっては阿羅漢となった人数に異なりがあるが、しかしこれら3つの「律蔵」は等しくこの後に、釈尊は彼らを「二人して1つの道を行くな。法を広めよ」と命じられ、自らは「ウルヴェーラーに行こう」と宣言して遊行に出られた。ちなみに仏伝を記さない「律蔵」も、初転法輪の後に釈尊が仏弟子たちを諸国に布教に出したという事績は認めている。『パーリ律』はこの前に雨安居を過ごされたとするから、**ヤサとその友人たちの教化は釈尊36歳＝成道第2年の前半期**のことであり、**仏弟子たちを諸国に派遣し、自らはウルヴェーラーに向かわれたのは釈尊36歳＝成道第2年の後半期の初め**のことであったということになる。ここから筆者のいう「三帰依具足戒章」が始まる。なお後に十衆白四羯磨具足戒で具足戒を得た比丘たちも「仏弟子」には違いないのであるが、本稿では善来比丘具足戒を受けて阿羅漢となった弟子たちと区別するために彼らを「仏弟子」

と呼び、十衆白四羯磨具足戒で具足戒を得た比丘たちは「仏弟子たちの弟子」と呼んでいる。

釈尊が布教先としてウルヴェーラーを選ばれたのは、修行時代に面識があったと思われるウルヴェーラー・カッサバを教化するためであった。彼はたくさんの螺髻梵志のリーダー格であり、彼を教化することは自分の悟った法が世界に通用するかどうかの試金石となると考えられたからであろう。したがってウルヴェーラー・カッサバも強者、彼の教化に成功したのはその年の冬も過ぎ、そして次の雨期（成道第3回目の雨期）も過ぎて、ちょうど一年になろうとする、**釈尊37歳＝成道第3年の後半期の初め**のことであった。「律蔵」はこれによって彼の500人の仲間と、弟のナディー・カッサバ、ガヤー・カッサバおよび彼らの300人、200人の仲間、合計1,000人の螺髻梵志が釈尊のもとで善來具足戒を受けて比丘となったとしている。

このように一挙に大人数となった釈尊の弟子たちはウルヴェーラーという小さな村では生活できず、その拠点を近くの大都会ガヤーの近郊にあったガヤーシーサという小高い山に移すことになった。釈尊はこの地で1,000人とされる仏弟子たちや、諸国に布教にでた仏弟子たちが連れ帰ってきて善來具足戒を受けた新参比丘たちを教育しつつ、だんだんと増えてくる教団の将来をどのようにすべきかを考えられた。そして6年を経過した**釈尊43歳＝成道第9年の後半期**（第9回目の雨期を過ぎされた後）に、仏弟子たちが諸国に出れば出家希望者を連れ帰ってくるという生活に疲れ果てたのをみられて、**仏弟子たちが布教に出ている出先で出家希望者を「三帰依具足戒」によって比丘とすることを許された。**

これはサンガの形成史にとっては1つのエポックとなる事件であって、いくつかの意味を有する。まず第1は、今までは釈尊の教えを求めて出家修行をしようとする者は、すべてが善來具足戒によって釈尊の直弟子となっていた。すなわち釈尊が全出家修行者を統括する中央集権的な組織となっていたのであるが、これによって人事権が仏弟子たちに委譲され、インド各地にサンガが形成される地方分権的かつ民主的な体制に移行する素地ができたということである。

第2は、これが釈尊の教えの「大衆化」をもたらしたことである。たとい釈尊と会ったことのない、釈尊のおられるところと遠く離れた「どこ」にいる「誰」でもが、しかも「簡単」に仏・法・僧に帰依することを表明すれば具足戒を受けることができるようになったからである。

そして第3には、釈尊はこれによって行動の自由を得られたことである。今までは布教に出た仏弟子たちが、出家具足戒を受けることを希望する者たちを連れて帰ってくるのをウルヴェーラーないしはガヤーシーサで待っていなければならなかった。原始的な情報伝達手段しかない当時においては、釈尊が動かれてしまうと、仏弟子たちが釈尊をつかまえることができなくなってしまうからである。そのため釈尊は鹿野苑において仏弟子たちを諸国に送り出す時、自らはウルヴェーラーに行くから新規出家希望者はそちらに連れてくるようにと指示されたのである。

このように三帰依具足戒を許されたことで、釈尊の教えが大衆化され、「釈尊教団」は地方分権的・民主的な体制に移行した。ただしそのときには、仏弟子たち自身は自分たちが具足戒を与えた新参比丘が彼らの「弟子」であるという認識はなかったかもしれない。「弟子」と「和尚」という認識は、和尚と共住弟子、阿闍梨と内住弟子の制度が作られた時に始まる

のであって、したがってこの時には仏弟子たちによる新参比丘の教育システムや管理システムも整えられていなかった。そのため新参比丘たちの威儀が乱れ、仲間たちの病気の看病をしないで死なせてしまうという結果をもたらしたのである。しかしこの時に全国各地にサンガが形成される種子がまかれたという事実は大きく、そこで筆者はこれを「サンガの祖形」というのである。筆者としては「祖形」という言葉に、「原形」よりはもっと漠然としたニュアンスを込めているのである。

もっともこのような伝承をもつのは、三帰依具足戒を公認の具足戒と認める『パーリ律』『四分律』『十誦律』であって、これを認めない『五分律』『僧祇律』『根本有部律』は別の伝承をもっていたことになる。これらも釈尊は仏弟子たちを諸国に布教に出したということは認めるのであるから、『五分律』は諸国に布教に出された仏弟子たちは出先で、どのように出家希望者に具足戒を与えたらよいかわからなかったために一語授戒、二語授戒、三語授戒、あるいは善来戒を与えていたとし、『僧祇律』は善来戒を与えていたとする。もしそうなら仏弟子を諸国に布教に出してから「十衆」が制定されるまでは、釈尊の統制が行き届かない無政府状態のようになっていたわけである。『根本有部律』は「十衆」が認められるまでは、遠国にある者もすべて釈尊のところに来て具足戒を得ていたが、途中で死亡するということがあったので、十衆白四羯磨具足戒法が制定されたとしているから、むしろこのほうが理にかなっているように感じられる。

しかし『パーリ律』『四分律』というよく整った「律蔵」が三帰依具足戒を認め、筆者はこれによるサンガの祖形形成と失敗の経験があったからこそ、後に見事な組織としてのサンガが形成されるに至ったと考えるので、こちらのほうを信頼する。それにしても「三帰」を認めない「律蔵」のあること自体が不思議であるが、これは「三帰」が認められていた時代はごく短期間であり、しかもそれが失敗に終わったからかもしれない。

もちろん「三帰」を認める「律蔵」についていえることであるが、このように「三帰依具足戒」を許されたところで、「受戒韃度」の「三帰依具足戒章」は終わる。

[3-3] 行動の自由を得られた釈尊は懸案のマガダ国の大王**ピンピサーラの教化のために王舎城に向かって出発**された。ガヤーシーサでの最後の雨期を過ごし、さらに寒期も終わって翌年の熱時に入ったころ、**釈尊44歳＝成道第10年の前半期**のことであった。

王舎城に入った釈尊をピンピサーラ王が訪ねてただちに帰信して、王は竹林園を寄進するとともに、多くのマガダ国人が帰依した。また舍利弗・目連とともに250人のサンジャヤの仲間たちも帰依して善来具足戒によって比丘となった。

そこで王舎城の人々から、「釈尊がやってきて息子を奪い夫を奪って家系を断絶させる」という非難が起こった。また三帰依具足戒法にともなう上記のような欠陥のために、釈尊の教えを奉じているはずの出家修行者の衣服の付け方や食事の仕方などの威儀が整わず、また病比丘を看病する者がなく、みすみす死なせてしまうという不祥事などへの非難が沸き起こった。そこでこの弊害を除去するために「三帰依具足戒法」が廃止され、**和尚と弟子の制とともに「十衆白四羯磨具足戒法」が制定された。釈尊46歳＝成道第12年の後半期**のことであって、「三帰」が認められてから3年しか経過していなかった。そしてこのとき南方仏教圏では今日まで連綿として伝えられる**サンガが成立した**のである。

「和尚と弟子の制」とは、法臘 10 歳以上の経験豊富なしかも智慧ある比丘が和尚となつて、新参比丘を共住弟子として 10 年以上にわたつて、寝食を共にしながら全人的に教育する制度であつて、しかもこの関係はサンガによって承認されて初めて認められるものであるから、和尚と弟子の制度はサンガと表裏一体の関係にあつた。要するに「三帰」によって放任状態になつた新参比丘の教育を、サンガという集団の中で行うことになつたわけである。

またサンガとは、「羯磨」によってその意思を決定するきわめて組織的な集団のことであつて、この羯磨によって集団の意思を決定すべしという規定の最初がこの十衆白四羯磨具足戒法であつたから、そこで筆者はこれをもってサンガが成立したと理解するのである。この羯磨 (kamma) とは集団としての行為 (kamma) すなわち集団の意思を、会議によって決定することを意味し、会議で物事を決めるためには、会議に参加できる資格や、会議が成立する要件や議決要件、議決方法などのルールが必要で、羯磨にはこれらがすべてがきちんと定められている。まさしく現代の民主的組織の意思決定方法に匹敵するものといつてよいであろう。そしてサンガが羯磨を行つて新参比丘のサンガへの加入を認めるといふことは、「三帰」時代の仏弟子が恣意的に行つていた具足戒の授与を、サンガが規則にしたがつて会議の決議によって行うようになったということの意味する。

[3-4] 筆者の理解では、この「十衆」が制定されるところで「十衆白四羯磨具足戒章」は終わり、次いで細則の説明に入るところから「十衆白四羯磨具足戒法施行細則章」が始まる。この細則を説明するのが、実は「受戒羯度」の目的であつて、したがつて『十誦律』と『僧祇律』はここから始まるのである。そしてこの細則の中心である受具足戒資格の制定因縁と年度などを第【6】章「受具足戒資格審査項目(遮・難)の制定」で考察した。

結論を言えば、この細則の多くにはその制定因縁らしきものが付されており、これも随犯随制されたような印象を与えるが、しかしそれは抽象的ないしは漠然としたもので、したがつてそれはその規定の制定理由ないしは目的を記したものと解釈すべきであり、また会議によってそれを希望する者に出家具足戒を与えるか否かを審議するとなれば、その資格審査基準といふべきものがなければならなかつたはずで、それゆゑその大部分の項目は「十衆」が制定されたと同時にでき上がつていたものと考えられる。すなわち「十衆白四羯磨具足戒法施行細則」の大部分は**釈尊 46 歳＝成道第 12 年の後半期**、ないしは少し遅れたとしても**ごくわずか**の間に制定された、ということになる。

ただし釈尊が出家後初めて帰郷した時に、父の浄飯王の懇請によって制定されたとされる父母の許可を得ていることという資格審査基準は、珍しくその因縁譚が具体的で、また多くの「律蔵」にも共通するところであるから、これは信じなければならないかもしれない。だとしてもこの釈尊の帰郷をわれわれは、十衆白四羯磨具足戒法の制定から約 1 年半くらい後のことと考えているので、「遅れたとしてもごくわずかの間」という範囲に入ると考えてよいであろう。

なお 10 年依止規定は、**釈尊 62 歳＝成道 28 年目の後半期** (釈尊 28 回目の雨安居を過ぎされた後) に聡明有能なる比丘に限つて 5 年に変更された。10 年依止の規定が制定されてから 16 年後のことであつた。

[4] 続いて第【7】章「摩訶迦旃延 (Mahākaccāna) の生涯と持律第五白四羯磨具足戒法の制定」では辺地の「持律第五」の制定因縁と制定年を考察した。辺地での具足戒の与え方が問題となったということは、釈尊の教えがガンジス河中流域地方をさす仏教中国の枠外の地方へと広まり、地方にサンガが形成されたことを意味する。

この舞台となっている辺地とはデカン高原の北西部にあったアヴァンティ国であって、この場面の主人公はマハーカッチャーナ (摩訶迦旃延) とその弟子ソーナ・クティカンナ (億耳) である。この**摩訶迦旃延が出家具足戒を得たのは、阿難との関係やデカン高原を初めとする辺境への布教のパイオニアであったというキャリア、釈尊教団内の序列などを考えると、祇園精舎が寄進された翌年の釈尊49歳、成道15年の後半期 (第15回目の雨安居後) のころであったと考えられる。そして彼が生まれ故郷のアヴァンティに帰ったのは、それから11年後の釈尊60歳＝成道27年の前半期 (成道第27回目の雨安居前) であった。彼はその間「釈尊を和尚とするサンガ」の一員として、釈尊の膝下で釈尊の教えをじっくり学び、後に「略説を広く分別する者の中の第一」と称される素地をつくった。**

そして彼はアヴァンティに帰ってソーナを教化した。ソーナは直ちに出家を望んだが迦旃延は許さず、出家を許されたのはその2年後の**釈尊62歳、成道28年の前半期＝成道第28回目の雨安居前**のことであった。しかもそれは沙弥としてであって、そのときアヴァンティでは具足戒を与えるための比丘10人が揃わなかったからである。そのためソーナが具足戒を受けて正式な比丘となったのは**釈尊65歳、成道31年の前半期＝第31回目の雨安居前**のことであった。

ソーナはその年の雨安居を過ぎすと、師の許可を得て舎衛城に行き釈尊に会い、師から託された**地方での持律第五白四羯磨具足戒法**などの5つの要望をすべて聞き入れられた。**釈尊65歳＝成道31年の後半期 (第31回目の雨安居後)** のことであった。おそらくこれを契機として辺地と呼ばれる仏教中国の南、北、西、東の地方においてサンガが続々と生まれることになったであろう。

なお摩訶迦旃延はマドゥラーヤやヴァラナーなど仏教中国の西端にも教化したが、それは**釈尊入滅後**のことであった。この地域はアヴァンティの王室との関係があったからである。

[5] このように地方にサンガが生まれたのは釈尊の教化活動の生涯の半分以上を過ぎてからであったが、比丘尼サンガはそれ以前に形成されていた。これは「モノグラフ」第10号 (2005年4月) に掲載した【論文10】「Mahāpajāpatī Gotamī の生涯と比丘尼サンガの形成」において論じたところであり、比丘尼の誕生はマハーパジャーパティーとシャカ族の**女性たちが八重法によって出家を許された釈尊58歳＝成道24年の後半期**のことであるが、そのときにはまだ正式な比丘尼サンガは形成されなかった。八重法はマハーパジャーパティーと一緒に出家した釈迦族の女性たちにしか適用されなかった具足戒法であったから、女性の出家修行者は釈尊教団のなかで、まだ曖昧な状態におかれていたということになる。

正式な**比丘尼サンガが形成されたのは、八重法はあまりに比丘尼に不平等であるとして、**

比丘尼たちが比丘尼と比丘は年齢に応じて互いに敬礼する制度に改めてもらいたいと申し入れたことをきっかけにして、「二部僧白四羯磨具足戒法」が制定された時であった。しかしこの「二部僧白四羯磨具足戒法」は比丘尼たちの要求を受け入れたものではなく、むしろ八重法の精神を比丘尼韃度や比丘尼の波羅提木叉の中できちんと規定化することを前提に制定されたものであった。ここに釈尊の比丘尼サンガに対する考え方が明確に示されていると解することができる。

そのためには比丘尼誕生から数年間を要すると考えて、筆者は「二部僧白四羯磨具足戒法」の制定を**釈尊 61 歳、成道 27 年の後半期（第 27 回目の雨安居後）**のこととしておいた。

なお比丘尼には、比丘に対する地方での「持律第五」のような特例措置は認められていない。したがってもし地方に比丘尼サンガを作ろうと思えば、「二部僧白四羯磨具足戒法」によらなければならないことになるが、比丘でさえも地方にサンガを形成することは難しかったのであるから、少なくとも釈尊時代には地方に比丘尼サンガは存在しなかったと考えてよいであろう。「二部僧白四羯磨具足戒法」は比丘尼の十衆白四羯磨の後に、さらに比丘の十衆白四羯磨による承認を必要とするという制度であるからである。

[6] そして第【9】章「ヴェーランジャー（Verañjā）での雨安居と波羅夷罪第 1 条の制定」と第【10】章「波羅夷罪第 2、第 3、第 4 条の制定」においては、視点を変えて波羅提木叉の中でもっとも重罪の波羅夷罪の第 4 条のそれぞれの制定因縁と制定年を検討した。

[6-1] 最初に制定された波羅提木叉の条文はもちろん波羅夷罪第 1 条（不浄戒）であって、これは「如来はサンガに未だ有漏法が生じない間は学処を制定せず、波羅提木叉を誦出しない。しかしサンガに経験ある者が最大になったとき、サンガが広大になった時、サンガが大いなる利養を得るようになった時、サンガに何らかの有漏法が起こるのである。そのときに如来は学処・波羅提木叉を制定する」という方針の元で、初めてヴェーサーリーにおける飢饉という特殊な状況の下で、スディンナ・カラダカプッタが不浄を行った時に制定されたとされている。波羅提木叉が「随犯随制」されたとされる所以である。

このように最初の有漏法が起こったのは、「サンガが広大になった時、サンガが大いなる利養を得るようになった時」であるから、それはけっしてサンガ形成の初期ではなかったであろう。またこれは釈尊が仏教中国の西端にあたるスーラセーナ国の首都マドゥラーに布教に出かけて、折悪しく飢饉であったためヤムナー河を東に渡ったヴェーランジャーで雨安居を過ごしたその後のことであった。おそらくこれは釈尊がマガダ、コーサラ、ヴァッジ、カーシ、ヴァンサなどの仏教中国の有力な国々に教えを広めた後のことであったであろう。このようなことを勘案して、**最初の結戒は釈尊 57 歳＝成道 23 年の前半期（第 23 回目の雨安居前）**とした。

[6-2] そして波羅夷罪の第 3 条（殺人戒）と第 4 条（大妄語戒）も同じくヴェーサーリーにおいて結戒され、飢饉であったという状況も第 1 条と類似していることから、**第 3 条は釈尊 57 歳＝成道 23 年の前半期（23 回目の雨安居中）、第 4 条は釈尊 57 歳＝成道**

23年の後半期（第23回目の雨安居後）に結戒されたとした。

これに対して第2条（盗戒）の制定場所は王舎城であるが、これは**釈尊57歳＝成道23年の雨安居をヴェーサーリーで過ごされた釈尊が、その後王舎城にやってきた時**と考えておいた。ただしこれには若干の無理のあることは本文中に指摘し、その結論は保留してある。

波羅提木叉の条文の配列は何らかの編集意図のもとになされており、波羅夷罪も条数どおりの順序で制定されたわけではなかったことになる。

[7] 以上は大きな事績と主要な規定の制定年を中心に述べたものであるが、これも含めて本稿で推定したすべての事項を年表ふうにとまとめてみると次のようになる。なおこれはあくまでも「推定」の域を出ないものであるから、例えば釈尊60歳＝成道26年の前期と表記してあっても、「その頃」を意味すると理解されたい。なおサンガに関する記事は太字で記した。

また「年齢」は釈尊の出胎を誕生日とする満年齢、「成道」は成道年の意味で、成道日から次の成道日前日までを第1年とし、「期」は成道日から雨安居（雨期）を過ごすまでを前期とし、雨安居の翌日から次の成道日の前日までを後期とする。古代中国暦を用いて成道日を2月15日とすると、前期は8月15日までの6ヵ月間、後期は8月16日から2月15日までの6ヵ月間ということになる。なお「期」は前期、後期2期に分けるが、前記中には雨安居が含まれ、特に「雨安居」としたものもある。「雨安居中」という意味である。

年齢	成道	期	記 事
35	1	前期	釈尊が成道して帰依の対象となる「仏宝」と「法宝」が成立する。
		後期	五比丘が善来比丘具足戒を受け、後に阿羅漢となって世界に阿羅漢が6人存在することとなった。これによって 帰依の対象としての「サンガ」（僧宝） が成立する。
36	2	前期	ヤサとその54人の友人たちが阿羅漢となり、阿羅漢は世界に61人となる。
		後期	仏弟子たちを諸国に布教に出し、釈尊自らはウルヴェーラーに行く。
		後期	ウルヴェーラ・カッサパの教化を続けながら冬を過ごす。
37	3	前期	ウルヴェーラ・カッサパの教化を続けながら雨期を過ごす。
		後期	雨期が終わったころウルヴェーラ・カッサパが帰信し、続いてナディー・カッサパ、ガヤー・カッサパとその仲間たちが帰信して善来具足戒を受ける。大人数の集団となったので釈尊は生活拠点をガヤーシーサに移す。
38	4		カッサパ三兄弟とその仲間たちをガヤーシーサで教育しながら、諸国に布教に出た仏弟子たちが出家希望者を連れて帰ってくるのを待つ。（ガヤーシーサでの雨期第1年）

39	5		カッサパ三兄弟とその仲間たちをガヤーシーサで教育しながら、諸国に布教に出た仏弟子たちが出家希望者を連れて帰ってくるのを待つ。(ガヤーシーサでの雨期第2年)
40	6		カッサパ三兄弟とその仲間たちをガヤーシーサで教育しながら、諸国に布教に出た仏弟子たちが出家希望者を連れて帰ってくるのを待つ。(ガヤーシーサでの雨期第3年)
41	7		カッサパ三兄弟とその仲間たちをガヤーシーサで教育しながら、諸国に布教に出た仏弟子たちが出家希望者を連れて帰ってくるのを待つ。(ガヤーシーサでの雨期第4年)
42	8		カッサパ三兄弟とその仲間たちをガヤーシーサで教育しながら、諸国に布教に出た仏弟子たちが出家希望者を連れて帰ってくるのを待つ。(ガヤーシーサでの雨期第5年)
43	9	前期	カッサパ三兄弟とその仲間たちをガヤーシーサで教育しながら、諸国に布教に出た仏弟子たちが出家希望者を連れて帰ってくるのを待つ。(ガヤーシーサでの雨期第6年)
		後期	仏弟子たちが疲れ果てたので、「三帰依具足戒法」によって仏弟子が出家希望者に具足戒を与えることを許し「サンガの祖形」が形成される(ただし『五分律』などはこれを認めない)。しかし新参比丘の教育制度が整備されなかったため、比丘の威儀が乱れることになる。
44	10	前期	(成道10回目の雨期の前の酷暑期)王舎城に行きマガダ国王ピンピサーラとマガダ国人を教化し、ピンピサーラから竹林園を寄進される。(釈尊の教えがインド社会において公認される) 舍利弗・目連とその仲間たちが帰信し、善来具足戒を受ける。
46	12	後期	比丘の威儀が乱れていることに対する非難の声が上がり、これをきっかけとして和尚と弟子の制=「十衆白四羯磨具足戒法」が制定され、「サンガ」が形成される。(三帰依具足戒法は廃止) 同時に「十遮十三難」中の多くの受具足戒資格審査項目も定められる。 このころに布薩と雨安居の制が制定され、竹林園に僧院が建てられる。
48	14	前期	浄飯王の願いをきっかけに、父母の許可を得なければならないという出家資格審査項目が定められる。
		前期	給孤独長者により舎衛城に祇園精舎が建立され、「釈尊教団」に寄進される。
53	19	後期	迦絺那衣の制度が制定される。
54	20	後期	満20歳以上という受具足戒資格審査項目が定められる。
56	22	雨安居	ヴェーランジャーで雨安居を過ごす。

結 語

57	23	前期	波羅夷罪第1条（姪戒）が制定される。
		雨安居	波羅夷罪第3条（殺人戒）が制定される。
		後期	波羅夷罪第4条（大妄語戒）が制定される。
		後期	（第23回目の雨安居をヴェーサーリーで過ごされた後、王舎城において）波羅夷罪第2条（盜戒）が制定される。
58	24	後期	マハーパジャーパティ・ゴータミーが最初の比丘尼となる。
61	27	後期	「二部僧白四羯磨具足戒法」が制定され、「比丘尼サンガ」が成立する。
62	28	前期	マハーカッチャーナがアヴァンティ国に布教し、ソーナ・クティカンナが沙弥として出家する。
		後期	聡明有能な比丘に対する5歳依止規定が制定される。
65	31	前期	ソーナ・クティカンナが具足戒を得て比丘となる。
		後期	地方での「持律第五白四羯磨具足戒法」が許され、釈尊教団が地方に発展する基礎となる。
69	35	後期	最初の「破サンガ」が起こり、「コーサンビー韃度」が説かれる。
72	38	後期	提婆達多の破サンガ（ブッダへの反逆）が起こり、「破僧韃度」が説かれる。